

(5) 公害防止・管理	<p>排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の限度内かそれ以下であること。</p> <p>(a) 大量の有機化学品<sup>202</sup>を製造するための最良の利用可能な技術(BAT)の結論</p> <p>(b) 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論</p> <p>(c) [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムのための、利用可能な最良の技術(BAT)の結論]</p> <p>有意な交差媒体効果を起こさないこと。</p>
(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>203</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>204</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)またはその近傍に所在する場所/事業、ならびにその他の保護地域については、適切な評価<sup>205</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>206</sup>が実施されていること。</p>

### 3.14. 無水アンモニアの製造

#### 活動内容

#### 無水アンモニアの製造

<sup>202</sup> 大量の有機化学物質の生産のための指令2010/75/EU欧州議会及び理事会の下での、利用可能な最良の技術(BAT)結論を確立した2017年11月21日の委員会実施決定(EU)2017/2117(OJ L 323,7.12.2017,p)。1).

<sup>203</sup> 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続  
指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

<sup>204</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>205</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>206</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NAC EコードC20.15に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

#### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動緩和への実質的な貢献

アンモニア製造による温室効果ガス排出<sup>207</sup>は、アンモニア1トン当たり[xxx<sup>208</sup>]tCO<sub>2</sub>eよりも低いこと。

#### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>209</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 汚染	排出量が、関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。

<sup>207</sup> 規則(EU)2019/331に従って算出。

<sup>208</sup> [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定するための方法論に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

<sup>209</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<p>予防 および制御</p>	<p>お</p>	<p>(前頁最終文)以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)範囲</p> <p>(a) 大量の無機化学物質(アンモニア、酸、および肥料<sup>210</sup>)を製造するための最良利用可能技術参考文書(BREF)</p> <p>(b) 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論</p> <p>(c) [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムのための、利用可能な最良の技術(BAT)の結論]</p> <p>有意な交差媒体効果を起こさないこと。</p>
<p>(6) 生物多様性 生態系の保護及び回復</p>	<p>生</p>	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>211</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>212</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>213</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>214</sup>が実施されていること。</p>

<sup>210</sup> 大容量無機化学物質の製造のための最良利用可能技術(BAT)参照文書-アンモニア、酸および肥料  
[https://eippcb.jrc.ec.europa.eu/sites/default/files/2019-11/lvic\\_aaf.pdf](https://eippcb.jrc.ec.europa.eu/sites/default/files/2019-11/lvic_aaf.pdf)

<sup>211</sup> 権限のある機関が、附属書Ⅱに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続  
 指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に記す)の対象となる。

<sup>212</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>213</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>214</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

### 3.15. 硝酸の製造

#### 活動内容

##### 硝酸の製造

本活動は統計学的にNACEコードC20.15に分類される。

規則(EC)No 1893/2006によって制定された経済活動の分類。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

##### 技術的スクリーニング基準

##### 気候変動緩和への実質的な貢献

硝酸製造による温室効果ガス排出<sup>215</sup>は硝酸1トン当たり[xxx<sup>216</sup>]tCO<sub>2</sub>eより低いこと。

##### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>217</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし

<sup>215</sup> 規則(EU)2019/331に従って算出。

<sup>216</sup> [EU ETS工業ベンチマークを2021-2026年の期間に設定する文脈で収集され、指令2003/87/ECに規定されたベンチマークを設定するための方法論に従って計算されたデータに基づく導入量の上位10%の平均値]

<sup>217</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(5) 公害防 止・管理	<p>排出量は、以下に示す最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれ以下であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 大量の無機化学物質(アンモニア、酸、肥料)を製造するための最良利用可能技術参考文献文書(BREF)</li> <li>(b) 化学部門における一般的な廃水および廃ガス処理/管理システムのための最良の利用可能な技術(BAT)の結論</li> <li>(c) [化学部門における一般的な廃ガス管理・処理システムのための、利用可能な最良の技術(BAT)の結論]</li> </ul> <p>有意な交差媒体効果が生じないこと。</p>
(6) 生物多様性 生 態系の保護および 回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>218</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>219</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>220</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>221</sup>が実施されていること。</p>

<sup>218</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>219</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>220</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>221</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

### 3.16. プラスチック一次製品製造業

#### 活動内容

樹脂、プラスチック材料、加硫不可能な熱可塑性エラストマーの製造、カスタムベースでの樹脂の混合およびブレンド、ならびに特注ではない合成樹脂の製造。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードC20.16に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

#### 技術的スクリーニング基準

---

#### 気候変動緩和への実質的な貢献

---

一次形態のプラスチックは、以下のいずれかである:

- (a) プラスチック廃棄物の機械的リサイクルにより完全に製造されるもの。
- (b) プラスチック廃棄物のケミカルリサイクルによって完全に製造されたもので、GHG排出量および製造されたプラスチックのライフサイクルGHG排出量(燃料生産からの算定された便益を除く)が、化石燃料原料から製造された同等の一次プラスチックのライフサイクルGHG排出量よりも低いもの。

ライフサイクルGHG排出量は、委員会勧告2013/179/EU、あるいはISO14067:2018またはISO14064-1:2018を用いて算定されること。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

- (c) 全部または一部が再生可能な原料<sup>222</sup>から得られたもので、そのライフサイクルでのGHG排出量は、化石燃料原料から製造された一次形態の同等プラスチックのライフサイクルでのGHG排出量よりも少ないもの。

ライフサイクルGHG排出量は、委員会勧告2013/179/EU、あるいはISO14067:2018またはISO14064-1:2018を用いて算定されること。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

食品または飼料作物は、一次形態のプラスチックの製造のためのバイオベースの原料としては使用されないこと。

---

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

---

再生可能な原料とは、バイオマス、産業用バイオ廃棄物、都市バイオ廃棄物を指す。

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>223</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防 止・管理	排出量は、ポリマー <sup>224</sup> の製造のための最良利用可能技術参考文献に記載されている最良利用可能技術(BAT-AEL)に関連する排出量レベルの範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果を起こさないこと。
(6) 生物多様性 生 態系の保護および 回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>225</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>226</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価<sup>227</sup>がなされ、その結論に基づき、所要の軽減措置228が実施されていること。</p>

<sup>223</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>224</sup> 利用可能な最良の実装方法(BAT)ポリマーの製造のための参考文書[https://eippcb.jrc.ec.europa.eu/sites/default/files/2019-11/pol\\_bref\\_0807.pdf](https://eippcb.jrc.ec.europa.eu/sites/default/files/2019-11/pol_bref_0807.pdf)。

<sup>225</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>226</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>227</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。



--	--

228 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

## 4. エネルギー

### 4.1. 太陽光発電技術による発電

#### 活動内容

太陽光発電(PV)技術を利用した発電設備の建設・運営

活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

#### 技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は、太陽光発電技術を用いて発電するものである。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用するものであること。
(5) 公害防止・管理	該当なし

(6) 生物多様性 生態系の保護および回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>229</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>230</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>231</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>232</sup>が実施されていること。</p>
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 4.2. 集光型太陽光発電(CSP)技術による発電

### 活動内容

集光型太陽光発電(CSP)技術を用いて発電する発電設備の建設または運用。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

#### 気候変動緩和への実質的な貢献

この活動はCSP技術を用いて発電するものである。

<sup>229</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>230</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>231</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>232</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源・海洋資源 の保護と持続可能 な利用	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者233と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用するものである。
(5) 公害防 止・管理	該当なし
(6) 保護及び 復元 の 生物多様性 生態系	指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別234が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準235に従って環境アセスメントが実施されていること。 環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。 生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ

<sup>233</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>234</sup> 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。  
例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

	世界遺産及び主要な生物多様性地域、並びに他の保護地域)は、適切な評価 <sup>236</sup> (該当する場合)が実施され、その結論に基づいて、必要な緩和措置 <sup>237</sup> が実施されている。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 4.3. 風力発電

#### 活動内容

##### 風力発電による発電設備の建設・運用

活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

#### 技術的スクリーニング基準

##### 気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は風力から発電するものである。

##### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 持続可能な利用	洋上風力発電の場合、その活動は以下に準拠すること。

<sup>236</sup> 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

<sup>237</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

水資源・海洋資源の保護	欧州議会及び理事会 <sup>238</sup> の指令2008/56/ECの、その指令の附属書IIに定められたその記述子11(騒音/エネルギー)に関する要件、及びその記述子のための関連する基準及び方法基準に関する委員会決定(EU)2017/848 <sup>239</sup>
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用すること。
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護および回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>240</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>241</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)またはその近傍に所在する場所/事業、ならびにその他の保護地域については、適切な評価<sup>242</sup>が実施されており、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>243</sup>が<sup>244</sup>実施されていること。</p>

<sup>238</sup> 海洋環境政策の分野における共同体行動の枠組みを確立する2008年6月17日の欧州議会及び理事会指令2008/56/EC(海洋戦略枠組み指令)(OJ L 164, 25.6.2008, p). 19).

<sup>239</sup> 2017年5月17日の欧州委員会決定(EU)2017/848は、海洋の良好な環境状態に関する基準及び方法論基準並びに監視及び評価のための仕様及び標準化された方法を規定し、決定2010/477/EU(OJ L 125, 18.5.2017, p.)を廃止した。43).

<sup>240</sup> 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(指令2011/92/EUの第4条(2)に言及)の対象となる。

<sup>241</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>242</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>243</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

	<p>洋上風力発電の場合、その活動は指令2008/56/ECの記述子1(生物多様性)および同指令の附属書IIに規定された6(海底の完全性)及びこれらの記述子の関連する基準及び方法基準に関する委員会決定(EU)2017/848に関する要件に適合すること。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4.4. 海洋エネルギー発電技術

##### 活動内容

海洋エネルギーを利用して発電する発電設備の建設又は運用

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

##### 技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は、海洋エネルギーから電気を発生させるものである。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	この活動は、指令の附属書IIに規定されたその記述子11(ノイズ/エネルギー)に関する指令2008/56/ECの要件、およびその記述子のために関連する基準および方法基準に関する委員会決定(EU)2017/848に準拠していること。
	本活動は、設備の利用可能性を評価し、可能であれば使用すること。

<sup>244</sup> この基準を実施するための実際的な指針は、以下の欧州委員会文書に含まれている。

「風力エネルギー開発そして自然2000」 [https://ec.europa.eu/environment/natura2000/management/docs/Wind\\_farms.pdf](https://ec.europa.eu/environment/natura2000/management/docs/Wind_farms.pdf) [更新中: DA採用の時期に利用可能であれば、新たな参考文献を追加する。]



(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	(前頁の対象)耐久性・リサイクル性に優れ、分解・改造が容易な部品。
(5) 公害防止・管理	2001年10月5日に採択された船舶の有害な防汚システムの制御に関する国際条約を欧州議会及び理事会 <sup>245</sup> の規則(EU)第528/2012号に規定されているように、防汚塗料及び殺生物剤の有害性を最小限にするための措置が実施されていること。
(6) 生物多様性 生態系の保護および回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>246</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>247</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>248</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>249</sup>が実施されていること。</p> <p>この活動は、指令の附属書IIに規定された、その記述子1(生物多様性)に関する指令2008/56/ECの要件、およびそれらの記述子に関する関連する基準および方法基準に関する委員会決定(EU)2017/848に準拠していること。</p>

<sup>245</sup> 殺生物性製品の市販および使用に関する2012年5月22日の欧州議会および理事会規則(EU)第528/2012号(OJ L 167, 27.6.2012, p.) 1).

<sup>246</sup> 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続  
指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

<sup>247</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>248</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>249</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

## 4.5. 水力発電

### 活動内容

水力発電から発電する発電設備(混合揚水発電を含む)の建設または運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

### 技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

本活動は、以下の基準のいずれかに適合する。

(a) 自由流水源に接続された混合揚水発電を含む水力発電からのライフサイクルでの温室効果ガス排出は、100gCO<sub>2</sub>e/kWhよりも低いこと。

ライフサイクルGHG排出量は、委員会勧告2013/179/EU、あるいはISO14067:2018、ISO14064-1:2018、またはGツール<sup>250</sup>を用いて算定されること。定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

(b) 発電設備の電力密度が5W/m<sup>2</sup>を超えていること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	1. 再生可能エネルギーまたはエネルギー貯蔵ポテンシャルを高めるための改修活動を含む、既存の水力発電所の運転について。  技術的に実行可能で、生態学的に関連のあるすべての緩和措置は、水への悪影響、並びに水に直接依存する保護された生息地及び種への悪影響を低減するために実施されてきている。  これらの措置の有効性が、影響を受ける水域の良好な状態又は可能性を達成することを目的とした条件を設定する認可又は許可の文脈で監視されること。  水力発電所の運転は、以下に完全に準拠している。(続く)

権限のある機関により発給された認可又は許可、並びに、次のことを行うために必要なすべての関連する緩和措置を定めること。

- (a) 植物が関係する特定の水域の連続性が妨げられることのない状態にできる限り近い状態を確保すること。これには、最先端で完全に機能する魚の通路及び魚死を予防するタービン、生態系の流れ及び堆積物の流れを最小限にするための措置、植物の操業の適応を含む。
- (b) ハイドロピークの影響を減らすこと。
- (c) 水生生物種の生息地を保護または強化すること。
- (d) 富栄養化の悪影響を低減すること。

## 2. 水力発電所新設

プラントは、以下のいずれかに適合するように、設計、場所、および緩和措置を考慮して計画されること。

- (a) この節で言及する累積的影響評価によって実証されるように、発電所が、関連する特定の水域の良好な状態又は可能性の達成を損なわず、また、あきらめないこと。
- (b) 発電所が公益上の最優先の理由によって、関係する特定の水域の良好な状態/可能性の達成を著しく劣化させたり損なうことがないこと。

これらのプラントは、設計、場所、および緩和措置によって考案されており、その結果として同じ河川流域区域内のいずれの水域においても、良好な状態/可能性の達成を永続的に損なわないようになっていること。

重大な地域レベルまたは流域レベルの環境影響を特定し、対処するために、累積的影響評価を実施すること。その評価は；

- (a) 特に次の事項を考慮し、水に直接依存する保護された生息地及び種に加えて、水域に潜在的なすべての影響を取り扱う。
  - (i) 移動経路、自然な河川  
の流路  
または攪乱  
されていない状態に近い生態系;
  - (ii) 流域における既存の、および既に認可され計画さ

れているインフラ開発のすべての影響

例えば、水力発電カスケードまたはその他の活動  
(例えば、農業、運輸など)の一部として;

(b)は、特に水文学的变化に敏感な生物学的品質要素に  
関するモニタリングデータ、及び現在の活動と比較した  
新しい活動の結果として予想される水体の状態を含  
む、最近の包括的で正確なデータに基づいている。

累積的影響評価は、プロジェクトが、同じ河川流域区域内の他の水  
域または接続された生態系における良好な状態/潜在的な目標の達  
成を永続的に排除していないことを示すこと。

累積的影響評価により、敷地固有の条件または最新技術の使用の  
結果として、想定されたプロジェクトが特定の水域の良好な状態/可  
能性の達成を損なわないことが実証された場合、新水力発電所の運  
転は、影響を受けた水域の良好な状態または可能性を達成するた  
めの条件を設定する認可または許可に準拠することになる。プラント  
は、流量管理と洪水対応体制(規模、頻度、期間、変化のタイミングと  
速度)および制御放出、最新の完全に機能する魚の通路の状態、魚  
死を予防する最新のタービンの状態、制御された温度、適切な生態  
学的流れ、堆積物の流れ、タービンの運転のタイミングを含む、緩和  
措置の適切な環境基準を尊重すること。

累積的影響評価により、想定されるプロジェクトが、当該水域の良好  
な状態や潜在力を損なう可能性があることが示された場合には、詳  
細な費用便益分析が実施されること。その分析によって、悪化が顕  
著ではなく、以下の基準のすべてを満たすことを示すこと。

(a) 再エネ及び蓄エネに関わる水力発電の目的が、技術やコストの問題によ  
って、本来より良い結果をもたらすはずの代替手法(異なる設置場所、既  
存設備の修理・リハビリ、水流を分断しない技術の採用、該当する場合は  
他の電源の投入)では達成できないこと;計画された水力発電のもたらす  
効用は、公益における決定的な利益によって正当化される。

- (b) 計画された水力発電所から期待される効果は、環境や社会に与える水の状態が悪化することによるコストを上回ること。詳細な費用便益分析では、以下の側面を考慮すること。
- (i) エネルギーの限界生産量および該当する場合には、国の自然エネルギー戦略に従って、エネルギーミックスにおける自然エネルギーの割合を増加させるための寄与。
  - (ii) 水の状態又は上流及び下流での潜在的な影響。
  - (iii) 生物多様性への影響、特に保護地域への影響(例えば、EUのNatura 2000サイト、飲料水に依存している地域、水浴場)。
  - (iv) 生態系サービスの便益(可能な場合は量的に)。
- (c) 技術的に実行可能で生態学的に関連のあるすべての緩和措置は、許可または認可に含まれ、計画された水力発電所が関係する水域の状態への悪影響を低減するために実施される。これらの措置は：
- (i) 妨害されない水流にできる限り近い状態を確保すること(最新の完全に機能的な魚の通路及び魚死を防ぐタービン、生態系の流れ及び堆積物の流れを最小限にするための措置、設備の操業の調整を含む。)
  - (ii) ハイドロピークの影響を減らす; (iii)水生種の生息地を保護または強化する; (iv)富栄養化の悪影響を低減する;
- (d) (d)に記す緩和措置に加えて、関連する場合には、プロジェクトが同じ河川流域地区の水域の断片化を増加させないことを確実にするために、補償措置が実施される。これは、計画された水力発電所が引き起こす可能性のある連続性の中断を補償する範囲で、同じ河川流域区域内の連続性を回復することによって達成される。プロジェクトの実施前に補償措置が開始される。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性・生態系の保護及び復元	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別251が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準252に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価253が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定254が実施されていること。</p>

#### 4.6. 地熱発電

##### 活動内容

地熱エネルギーを利用して発電する発電設備の建設または運用。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

<sup>251</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>252</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>253</sup> 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

<sup>254</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

<sup>255</sup> 実務指針は、委員会通知C/2018/2619「EU自然法に関連する水力発電の要件に関するガイダンス文書」(OJ C 213, 18.6.2018, p)に記載されている。1)

## 技術的スクリーニング基準

### 気候変動緩和への実質的な貢献

地熱発電による温室効果ガスのライフサイクル排出量は、100gCO<sub>2</sub>e/kWhよりも少ない。

ライフサイクルGHG排出削減量は、委員会勧告2013/179/EU、あるいはISO14067:2018またはISO14064-1:2018を用いて算定される。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証される。

### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>256</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防 止・管理	高エンタルピー地熱エネルギーシステムの運用に関しては、欧州議会および欧州評議会の指令2004/107/EC、ならびに欧州議会および欧州評議会 <sup>258</sup> の指令2008/50/ECに定められた大気排出要件を遵守するために、適切な緩和システムが整備されていること。

<sup>256</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>257</sup> 以下に関する2004年12月15日付け欧州議会および理事会指令2004/107/EC

大気中のヒ素、カドミウム、水銀、ニッケルおよび多環式芳香族炭化水素(OJ L 23, 26.1.2005, p) 3).

<sup>258</sup> 欧州議会および理事会指令2008/50/EC、2008年5月21日、欧州の大気環境およびクリーナーエアに関する指令(OJ L 152, 11.6.2008, p)。1).



(6) 生物多様性 生態系の保護および回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>259</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>260</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>261</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>262</sup>が実施されていること。</p>
--------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4.7. ガス・液体燃料からの発電

##### 活動内容

ガス及び液体燃料(天然ガス、石油その他の精製製品に限らない。)を用いて電気を発生する発電設備の設置又は運用

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびF42.22に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

##### 技術的スクリーニング基準

##### 気候変動緩和への実質的な貢献

<sup>259</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>260</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>261</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>262</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

1. ガス・液化燃料<sup>263</sup>を利用した発電によるライフサイクルでの温室効果ガス排出量は、100 gCO<sub>2</sub>e/kWhよりも少ないこと。

ライフサイクルGHG排出量は、利用可能な場合、委員会勧告2013/179/EUを用いて、またはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて、プロジェクト固有のデータに基づいて算定されること。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

2. 施設が、該当する場合には、本附属書の関連する節に定める基準に適合する、あらゆる形態の緩和(炭素回収又は脱炭素化燃料の使用を含む)を組み込んでいる場合について。発電から排出されるCO<sub>2</sub>が、本節の第1項に定める排出限度を満たす方法として捕捉される場合、CO<sub>2</sub>は、本附属書のそれぞれ5.11節および5.12節に定めるCO<sub>2</sub>の運搬およびCO<sub>2</sub>の貯留に関する技術的な選別基準を満たす方法で、地下に輸送され、貯蔵されること。

3. 本活動は、以下の基準のいずれかを満たすこと。

- (a) 建設時には、メタン漏洩等の物理的な放出を監視するための測定装置を設置するか、漏洩検知修理プログラムを導入する。
- (b) 運転時には、排出物の物理的測定を報告し、漏洩を排除する。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>264</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし

<sup>263</sup> 規則(EU)2020/852は、固体化石燃料を用いた発電を除外しており、従って、これらは委任された法律のいかなる活動の範囲にも含まれない。

<sup>264</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(5) 公害防 止・管理	<p>排出量は、大規模燃焼プラント<sup>265</sup>の利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果は生じないこと。</p> <p>1MWを超えるが、大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、欧州議会および理事会<sup>266</sup>の指令(EU)2015/2193の付属書II第2部に定める排出限界値を下回ること。</p>
(6)生物多様性 生 態系の保護および 回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>267</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>268</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>269</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>270</sup>が実施されていること。</p>

<sup>265</sup> 欧州議会および理事会指令2010/75/EUの下での、大型燃焼プラントのための最良利用可能技術(BAT)結論を確立した2017年7月31日の委員会実施決定(EU)2017/1442(OJ L 212, 17.8.2017, p.) 1).

<sup>266</sup> 中型燃焼プラントからの大気中へのある種の汚染物質の排出の制限に関する欧州議会及び理事会指令(EU)2015/2193(2015年11月25日)(OJ L 313, 28.11.2015, p.) 1).

<sup>267</sup> 権限のある機関が、付属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続  
指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に記す)の対象となる。

<sup>268</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>269</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>270</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

## 4.8. バイオエネルギー発電

### 活動内容

バイオマス、バイオガス、バイオ燃料から発電する発電施設の建設と運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11に分類される。

当該活動は、本節に規定される技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)に規定される移行活動である。

### 技術的スクリーニング基準

---

#### 気候変動緩和への実質的な貢献

---

1. この活動に使用される農業用バイオマスは、指令(EU)2018/2001の第29条2項から5項に定められた基準に適合すること。当該活動に使用される森林バイオマスは、同指令第29条第6項及び第7項に定める基準に適合すること。
2. バイオマスの使用による温室効果ガス排出削減量は、GHG削減方法および指令(EU)2018/2001付属書VIIに規定されている化石燃料比較器と比較して、少なくとも80%以上であること。
3. 施設が有機物の嫌氣的消化に依存している場合、消化物の生産は、該当する場合、本付属書の5.6節および5.7節の判定基準1および2の判定基準を満たすこと。
4. 第1項および第2項は、定格熱入力が2MW未満でガス状バイオマス燃料を使用する発電設備には適用されない。
5. 総定格熱投入量が50MWから100MWの発電設備については、本活動は高効率コージェネレーション技術を適用するか、または電気だけの設備については、委員会実施決定(EU)2017/1442<sup>271</sup>に言及されているように、利用可能な最良の技術(BAT-AEL)に関連するエネルギー効率水準を満たすこと。
6. 定格熱入力が100MWを超える発電設備の場合、その活動は以下の基準の1つまたは複数に適合すること。

---

<sup>271</sup> 欧州議会および理事会指令2010/75/EUの下での、大型燃焼プラントのための最良利用可能技術(BAT)結論を確立した2017年7月31日の委員会実施決定(EU)2017/1442(OJ L 212, 17.8.2017, p). 1)

- (a) 電気効率36%以上を達成する。
- (b) 指令2012/27/EU of the European Parliament and the Council <sup>272</sup>で言及されている高効率CHP(熱電併給)を達成する。
- (c) 炭素回収貯留技術を用いる。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>273</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>欧州議会および理事会<sup>274</sup>の指令2010/75/EUの適用範囲に入る施設については、排出量は、大規模燃焼プラント<sup>275</sup>のための利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示された利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果は生じないこと。</p> <p>1MWを超える熱入力があるが、大型燃焼プラントのBATの結論を適用する際の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、以下の附属書に定める排出限界値を下回ること。</p>

<sup>272</sup> エネルギー効率に関する2012年10月25日の欧州議会および理事会指令2012/27/EU、指令2009/125/ECおよび2010/30/EUを改正し、指令2004/8/ECおよび2006/32/EC(OJ L315、14.11.2012、p.)を廃止する。1).

<sup>273</sup> 指令2000/60/ECにより、組合法に準拠した活動、または同等のものが要求する活動に必要とされる。第三国における活動のための水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する国内規定又は国際基準

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>274</sup> 2010年11月24日付け欧州議会および理事会指令2010/75/EU、産業排出量(総合汚染防止および管理)(OJ L 334、17.12.2010、p)。17).

<sup>275</sup> 2017年7月31日付委員会実施決定(EU)2017/1442  
大型燃焼プラントに関する指令2010/75/EU(欧州議会および理事会)の下での技術(BAT)結論(OJ L 212、17.8.2017、p) 1).

	<p>→欧州議会および理事会<sup>276</sup>の指令(EU)2015/2193の第2部。</p> <p>欧州議会及び理事会<sup>277</sup>の指令2008/50/ECに規定された大気質限度値に適合しないゾーン又はゾーンの一部のプラントについては、指令(EU)2015/2193の第6条第9項及び第10項に従って欧州委員会が公表する情報交換<sup>278</sup>の結果が考慮されること。</p> <p>有機物質の嫌氣的消化のために、生産された消化物は、肥料または土壤改良剤として、コンポスト化またはその他の処理の直接後または後に使用され、規則(EU)2019/1009付属書II(EU)のコンポーネント材料カテゴリー(CMC)4および5、ならびに肥料製品に関する関連国内法に定める肥料材料の要件を満たすこと。</p> <p>100トン/日以上を処理する嫌氣性消化プラントでは、大気および水への排出は、廃棄物処理<sup>279</sup>のための最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の結論において、廃棄物の嫌氣性処理のために設定された最良の利用可能な技術(BAT-AEL)に関連する排出レベルの範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果は生じないこと。</p>
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>280</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>281</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p>

<sup>276</sup> 中型燃焼プラントからの大気中へのある種の汚染物質の排出の制限に関する欧州議会及び理事会指令(EU)2015/2193(2015年11月25日)(OJ L 313, 28.11.2015, p.) 1).

<sup>277</sup> 欧州議会および理事会指令2008/50/EC、2008年5月21日、欧州の大気環境およびクリーナーエアに関する指令(OJ L 152, 11.6.2008, p.) 1).

<sup>278</sup> 加盟国、関係産業及び非政府組織との情報交換の結果としての最終技術報告書は、中型燃焼プラントで使用され、その環境影響を低減するために利用可能な最良の技術、並びに利用可能で最良の新技術及び関連コストで達成可能な排出レベルに関する技術情報を含んでいる。  
<https://circabc.europa/ui/group/06f3a94-9829-4eee-b187-21783bba3a0fbf/library/9a99a632-9ba8-4cc0-9679-08d929afda59/>

<sup>279</sup> 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定(EU)2018/1147 38).

<sup>280</sup> 権限のある機関が、付属書 II に掲げる事業について、次の事項を決定するための手続  
 指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に記す)の対象となる。

<sup>281</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。

生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びにその他の保護地域については、適切な評価が実施され、その結論に基づき、必要な緩和措置が実施されていること。

## 4.9. 送配電

### 活動内容

超高圧・高圧連系系送電システムの構築・運用

高圧・中圧・低圧の配電システムで送電する配電システムの構築・運用

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.12およびD35.13に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従って実施可能な活動である。

### 技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

本活動は、以下の基準の1つに適合すること。

1. システム内の送配電インフラまたは設備は、相互接続された欧州系統、すなわち、加盟国、ノルウェー、スイスおよび英国の相互接続された制御区域をカバーする相互接続された電力系統、およびその下位系統である。

2. 送配電インフラまたは機器は、以下の基準のいずれかまたは両方に適合するシステムに含まれる。

(a) インフラストラクチャまたは機器を設置するシステムにおける新規に接続された発電容量の67%以上が、発電基準に従ってライフサイクルで計測された発電しきい値の100gCO<sub>2</sub>e/kWh未満であり、それが5年間にわたって継続している。

(b) 平均系統グリッド排出係数(発電からの年間総排出量をその系統の年間純電力総量で割ったもの)について、(次頁)

発電基準に従いライフサイクルベースで計測された100 gCO<sub>2</sub>e/kWhの基準値を、5年間にわたり継続的に下回っている。

3. 送配電インフラストラクチャまたは機器が、ライフサイクルベースで測定したCO<sub>2</sub>集約度が100gCO<sub>2</sub>e/kWhを超える発電所への直接接続、または既存の直接接続の拡張に向けられていないこと。

4. 活動が、次のいずれかであること。

- (a) ライフサイクルベースで計測された100 gCO<sub>2</sub>e/kWh未満の低炭素発電の変電所または系統への直接接続の構築および運転、または現存する直接接続の拡張。
- (b) 電子自動車(EV)充電ステーションの建設及び運営並びに運輸の電化のための電気インフラストラクチャーの支援。ただし、この附属書の運送の分野の適用を受けることを条件とする。
- (c) 欧州委員会規則(EU)No. 548/2014<sup>282</sup>の附属書IIに定める第2段階(2021年7月1日)要件に適合する送配電変圧器の設置、および36kVを超えない機器の最高電圧を有する中型電力変圧器の設置であって、基準EN 50588-1<sup>283</sup>に定める無負荷損に関するAA0レベル要件を満たすもの。
- (d) 自然エネルギー発電の発電又は利用の増加を主たる目的とする設備及びインフラの建設・設置及び運営
- (e) 電力システムの制御性と観測性を高め、再生可能エネルギー源の開発と統合を可能にするための設備の設置。これには以下のものが含まれる。
  - (i) センサー及び測定ツール(再生可能エネルギー生産を予測するための気象センサーを含む。)
  - (ii) 通信と制御(高度なソフトウェアと制御室、変電所や給電設備の自動化、より分散化された再生可能エネルギーに適応するための電圧制御能力を含む)。
- (f) 顧客のデータハブを含む、消費に関する遠隔操作のために利用者に情報を運ぶ設備を設置すること。
- (g) 特に再生可能な電力を利用者間で交換するための設備の建設・設置
- (h) 送電系統間の相互接続器は、最低一つのシステムが的確である場合には、適格である。

<sup>282</sup> 中小・大型電力変圧器に関する欧州議会及び理事会指令2009/125/ECの施行に関する委員会規則(EU)No.548/2014(2014年5月21日)(OJ L 152, 22.5.2014, p.) 1).

<sup>283</sup> CEI EN 50588-1 中型電力変圧器50Hz、最高電圧36kV以下の機器



5. この節の適用上、「システム」とは、活動が行われるネットワーク又はシステムオペレータの送信又は配信ネットワーク制御領域のことをいう。

6. この節の適用上、次の仕様が適用される。

- (a) 閾値への準拠を決定する際に使用される5年間(平均)のローリング期間は、過去のデータに基づいており、最新のデータが入手可能な年を含む。
- (b) 送電システムは、劣後配電システムに接続された発電容量を含んでもよい。
- (c) 完全な炭素削減の軌道に乗っていると見なされる送電系統に従属する配電系統も、完全な炭素削減への軌道に乗っていると見なされるかもしれない。
- (d) 適格性を決定するためには、相互に接続され、かつ、相互に重要なエネルギー交換を伴う複数の制御区域を対象とするシステムを検討することが可能であり、その場合、含まれるすべての制御区域にわたる加重平均排出係数が適格性を決定するために使用され、そのシステム内の個々の劣後送配電システムは、別々に適合性を実証する必要はない。
- (e) システムが以前に適格であった後に不適格となる可能性がある。不適格となったシステムでは、その時点以降、システムが閾値に再度準拠するまで(常に適格とされる活動を除く。上記を参照)、新たな送配電活動は適格とはみなされない。下位システムにおける本活動は、下位システムが本節の基準を満たす場合、依然として適格とすることができる。
- (f) 生産プラントへの既存の直接接続の直接接続または拡張は、関連する電力を発電設備から変電所またはネットワークに運ぶために不可欠なインフラを含む。

---

#### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし
(4)サーキュラーエコノミーへの移行	廃棄物管理計画が整備され、最大限の再利用が確保されているか、または(続く)

	<p>廃棄物階層に従った使用済みリサイクルがなされている。計画には、廃棄物管理パートナーとの契約による合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映などが含まれる。</p>
(5) 公害防止・管理	<p>地上高圧線</p> <p>(a) 建設現場での活動では、IFC環境安全衛生ガイドライン<sup>284</sup>の原則に従って活動が行われること。</p> <p>(b) 電磁波が人の健康に及ぼす影響を制限するために適用される規範および規則を遵守する活動を行うこと。これには、EUで実施される活動、電磁場(0Hz~300GHz)<sup>285</sup>への一般公衆の曝露の制限に関する理事会勧告、および第三国で実施される活動、1998年の非電離放射線防護に関する国際委員会の指針(ICNIRP)<sup>286</sup>が含まれること。</p> <p>活動ではPCBを使用しないこと。</p>
(6)生物多様性 生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>287</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>288</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価<sup>289</sup>の結論に基づき、軽減対策290が291実施されていること。</p>

<sup>284</sup> 環境・健康・安全(EHS)ガイドライン2007年4月30日、<https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/29f5137d-6e17-4660-b1f9-02bf561935e5/Final%2B一般%2BEHS%2BGuidelines.pdf?MOD=AJPERES&CVID=jOWim3p>。

<sup>285</sup> 電磁界(0Hzから300GHz)への一般公衆の曝露の制限に関する1999年7月12日の理事会勧告(1999/519/EC)(OJ L 199, 30.7.1999, p). 59)..

<sup>286</sup> ICNIRP 1998年電磁界(最大300GHz)、<https://www.icnirp.org/cms/upload/publications/ICNIRPemfgdl.pdf>への曝露を制限する指針。

<sup>287</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>288</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>289</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

--	--

#### 4.10. 蓄電

##### 活動内容

電気を蓄え、電気として返却する設備の建設・運用。この活動には、閉ループ揚水発電が含まれる。

活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動には、規則(EC) No 1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類で言及されているような専用のNACEコードはない。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従って実施可能な活動である。

##### 技術的スクリーニング基準

##### 気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は、天然水が上部貯水池に流入しない水力発電所と定義されている閉ループ揚水発電を含む電力貯蔵の建設と運転のことを指す。施設建設以前は、発電用の水は、山上に揚水されていた。河川に接続された揚水施設は、適格ではない。

##### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 持続可能な利用と	閉ループの揚水型水力発電における蓄電では、(続く)

<sup>290</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

<sup>291</sup> この基準を実施するための実際的な指針は、欧州委員会に含まれている。  
通知2018/C 213/02「エネルギー伝送インフラおよびEU自然法」(OJ C 213, 18.6.2018, p.) 1).

水資源・海洋資源の保護	関連する利害関係者 <sup>292</sup> と協議して策定された水利用・防護マネジメントプランに従って、ストレスが特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	廃棄物管理計画が策定されており、廃棄物管理パートナーとの契約上の合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、廃棄物階層に従って、使用済み段階での最大限の再利用またはリサイクルを確保していること。
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性生態系の保護及び回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>293</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>294</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>295</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>296</sup>が実施されていること。</p>

<sup>292</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>293</sup> 権限のある機関が、附属書IIに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

<sup>294</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>295</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

<sup>296</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

#### 4.11. 熱エネルギーの蓄積

##### 活動内容

熱エネルギーを蓄え、後に熱エネルギーや他のエネルギーベクトルとして返還する施設の建設・運営。

活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動には、規則(EC) No 1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類で言及されているような専用のNACEコードはない。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従って実施可能な活動である。

##### 技術的スクリーニング基準

##### 気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は、熱エネルギー貯蔵(UTES)または帯水熱エネルギー貯蔵(ATES)を含む熱エネルギーを貯蔵するものである。

##### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	帯水層熱エネルギー貯蔵については、水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクが、関連する利害関係者 <sup>297</sup> と協議した上で策定された水利用及び防護管理計画に従って特定され、対処されていること。

<sup>297</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	廃棄物管理計画が策定されており、廃棄物管理パートナーとの契約による合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、使用済みの廃棄物の最大限の再利用、再製造またはリサイクルが確実に実施されていること。
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護および回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>298</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>299</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>300</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>301</sup>が実施されていること。</p>

#### 4.12. 水素の貯蔵

##### 活動内容

水素を貯蔵し、後日返還する施設の建設・運営

この活動には、規則(EC) No. 1893/2006によって制定された経済活動の統計的分類に従った専用のNACEコードはない。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)に従って実施可能な活動である。

<sup>298</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>299</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>300</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>301</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

## 技術的スクリーニング基準

### 気候変動緩和への実質的な貢献

本活動は、次のいずれかであること。

- (a) 水素貯蔵施設の建設
- (b) 当該施設に貯蔵された水素が本付属書の3.9節に定める水素製造の基準を満たす水素貯蔵施設の運転。

### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本付属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	該当なし
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	廃棄物管理計画が策定されており、廃棄物管理パートナーとの契約による合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、使用済みの廃棄物の最大限の再利用、再製造またはリサイクルが確実に実施されていること。
(5) 公害防 止・管理	5トンを超える貯蔵の場合、この活動は欧州議会および理事会 <sup>302</sup> の指令2012/18/EUに準拠すること。
(6) 生物多様性 そし て	指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別 <sup>303</sup> が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定又は国際基準304に従って環境アセスメントが実施されていること。

<sup>302</sup> 危険物質に関わる重大事故ハザードの管理に関する2012年7月4日の欧州議会および理事会指令2012/18/EUは、理事会指令96/82/EC(OJ L 197, 24.7.2012, p.)を改正し、その後廃止した。1).

<sup>303</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

生態系の保護および回復	<p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>305</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>306</sup>が実施されていること。</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4.13. 輸送用バイオガス・バイオ燃料の製造

##### 活動内容

輸送に使用するバイオガスまたはバイオ燃料の製造。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.21に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

##### 技術的スクリーニング基準

##### 気候変動緩和への実質的な貢献

1. 輸送に使用されるバイオガス又はバイオ燃料の製造活動に使用される農業用バイオマスは、指令(EU)2018/2001の第29条第2段落から第5段落までに定められた基準に適合すること。輸送に使用されるバイオガス又はバイオ燃料の製造活動に使用される森林バイオマスは、同指令第29条第6項及び第7項に定める基準に適合すること。

食料作物と飼料作物は、輸送に使用するバイオ燃料の生産活動には使用されないこと。

<sup>304</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>305</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>306</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。



2. 輸送用バイオ燃料およびバイオガスの製造による温室効果ガス排出削減は、GHG削減方法論および指令(EU)2018/2001付属書Vに規定されている相対化石燃料比較器に関連して、少なくとも65%以上であること。

3. バイオガスの製造が有機物質の嫌氣的消化に依存する場合、消化物の製造は、本附属書の5.6節および5.7節の判定基準1および2の判定基準を満たすこと。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>307</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	該当なし
(5) 汚染 予防 そして コントロール	<p>バイオガスの生産には、ガス密閉式の材料貯蔵庫が使われること。</p> <p>100トン/日以上を処理する嫌気性消化プラントでは、嫌気処理による廃棄物処理<sup>308</sup>について利用可能な最良の方法(BAT)のうち最良の利用可能なテクニック(BAT-AEL)によって廃棄物の大気・水域への排出量が排出量の規定範囲以内であること。有意な交差媒体効果がないこと。</p> <p>有機物を嫌氣的に消化する場合には、消化物は、直接または後に肥料または土壌改良剤として使用される場合には 堆肥化その他の処理について、以下の要件を満たすこと。</p>

<sup>307</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>308</sup> 欧州議会および理事会指令2010/75/EU(OJ L 208, 17.8.2018, p)の下で、廃棄物処理のための最善の利用可能な技術(BAT)結論を確立した2018年8月10日の委員会実施決定(EU)2018/1147 38).

	<p>肥料材料に関する規則EU 2019/1009の附属書IIの構成材料カテゴリ一(CMC)4及び5並びに肥料製品に関する各国の規則。</p>
<p>(6) 生物多様性 生態系の保護及び 復元</p>	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別309が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定又は国際基準310に従って環境アセスメントが実施されていること。環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価311が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定312が実施されていること。</p>

#### 4.14. 再生可能・低炭素ガスの送配電網

##### 活動内容

本線システムを介したガス燃料の分配のためのガス・ネットワークの目的変更。

パイプラインによる再生可能・低炭素ガスの長距離輸送のためのガスネットワークの目的変更

水素その他の低炭素ガスの輸送のための送配電パイプラインの建設又は運営

この活性は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.22、F42.21およびH49.50に分類される。

<sup>309</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>310</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>311</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>312</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

## 技術的スクリーニング基準

### 気候変動緩和への実質的な貢献

1. 本活動は、以下のいずれかで構成されるものである。
  - (a) 水素その他の低炭素ガスに特化した新たな送配ネットワークの構築又は運用
  - (b) 既存の天然ガスネットワークの100%水素への転換/目的変更、及びガス送配電ネットワークの改修。このネットワークは、水素及びその他の低炭素ガスの統合を主たる目的とし、ガスシステムにおける水素又はその他の低炭素ガスの混合を増加させることを可能にするガス送配ネットワーク活動を含む。
2. この活動には、メタン漏れを減らすために、既存のガスパイプラインやその他のネットワーク要素の漏れ検知と修理が含まれる。

### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>313</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	欧州議会および理事会 <sup>314</sup> の指令2009/125/ECの対象となるファン、コンプレッサー、ポンプおよび他の使用機器は、該当する場合、以下のトップクラスの要件に適合すること。

<sup>313</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

<sup>314</sup> 2009年10月21日の欧州議会および理事会指令2009/125/EC、エネルギー関連製品のエコデザイン要件設定のための枠組みを制定(OJ L 285, 31.10.2009, p)。10).

	エネルギー・ラベル、および同指令に基づく施行規則があり、利用可能な最良の技術を表している。
(6) 生物多様性 生態系の保護および復元	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別315が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定又は国際基準316に従って環境アセスメントが実施されていること。環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価317が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定318が実施されていること。</p>

#### 4.15. 地域冷暖房

##### 活動内容

サブステーションまたは熱交換器で終わる、暖房および冷房の分配のためのパイプラインおよび関連インフラの建設、改修および運用。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

##### 技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

315 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の  
対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。  
316 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。  
317 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォー  
マンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国  
内規定又は国際基準に従う。  
318 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないこ  
とを確実にするために特定されている。

本活動は、以下の基準のうち1つに適合するものとする。

- (a) 熱供給および冷房を配給するためのパイプラインおよび関連インフラの建設および運営に関して、システムが指令2012/27/EUの第2条41項に規定された効率的な地域冷暖房システムの定義を満たしていること。
- (b) 熱供給および冷房の供給のためのパイプラインおよび関連インフラの改修のために、指令2012/27/EUの第2条41項に規定された効率的な地域冷暖房の定義をシステムが満たすようにする投資が、発電およびネットワークの両方を担当する事業者の場合、契約上の義務または同等のものに裏付けられた3年以内に開始されること。
- (c) アクティビティは次のとおり。
  - (i) 低温体制への変更
  - (ii) 高度なパイロットシステム(制御・エネルギー管理システム、モノのインターネット)

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>319</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	指令2009/125/ECの対象となるファン、コンプレッサー、ポンプ、その他使用される機器は、該当する場合、エネルギーラベルのトップクラスの要件に適合し、その他同指令の施行規則に準拠し、最良のものであること。

<sup>319</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

	利用可能な技術
(6) 生物多様性 生態系の保護及び 復元	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別320が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定又は国際基準321に従って環境アセスメントが実施されていること。環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価322が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定323が実施されていること。</p>

#### 4.16. 電動ヒートポンプの設置

##### 活動内容

##### 電動ヒートポンプの設置・運転

活動が、本附属書の7.6節に言及されている「再生可能エネルギー技術の設置、維持及び修理」活動の不可欠な要素である場合には、7.6節に規定されている技術審査基準が適用される。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.30に分類される。

##### 技術的スクリーニング基準

##### 気候変動緩和への実質的な貢献

<sup>320</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>321</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>322</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>323</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

電動ヒートポンプの設置及び運転について、次のいずれにも適合していること。

- (a) 冷媒閾値:地球温暖化係数が675を超えないこと。
- (b) 指令2009/125/ECに基づく施行規則<sup>324</sup>に規定された省エネルギー要件が満たされること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>325</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用すること。  廃棄物管理計画が策定されており、廃棄物管理パートナーとの契約による合意、財政予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、使用済みの廃棄物の最大限の再利用、再製造またはリサイクルが確実に実施されていること。

<sup>324</sup> エアコン及び快適ファンのエコデザイン要件に関して欧州議会及び理事会の指令2009/125/ECを施行する2012年3月6日の欧州委員会規則(EU)No 206/2012(OJ L 72, 10.3.2012, p) スペースヒーターおよびコンビネーションヒーターのエコデザイン要件に関する欧州議会および理事会の指令2009/125/EC(OJ L 239, 6.9.2013, p)を施行する2013年8月2日の2013/EU(欧州委員会規則)No.813, 7 空気加熱製品、冷却製品、高温プロセスチラーおよびファンコイルユニットのエコデザイン要件に関して、エネルギー関連製品のエコデザイン要件の設定のための枠組みを確立する欧州議会および理事会の指令2009/125/ECを施行する2016年11月30日の欧州委員会規則(EU)2016/2281(EU)2016/2281(EU)委員会規則(EU)2016/2281(EU)2016/22136)および委員会規則(EU)2016/2281(OJ L 346, 20.12.2016, pp)。1)。

<sup>325</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。  
指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。



(5) 公害防止・管理	定格容量が12kW以下の空気対空気ヒートポンプについては、室内および屋外の音響パワーレベルが欧州委員会規則No. 206/2012 <sup>326</sup> に規定されている閾値を下回っていること。
(6) 保護及び回復の生物多様性生態系	該当なし

#### 4.17. 太陽光発電による熱・冷熱・電力のコージェネレーション

##### 活動内容

発電設備の建設・運転、太陽エネルギーからの熱・冷房。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびD35.30に分類される。

##### 技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は、電気と太陽熱からの熱/冷熱のコージェネレーション<sup>327</sup>で構成されるものである。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	該当なし

<sup>326</sup> エアコン及び快適ファンのエコデザイン要件に関して欧州議会及び理事会の指令2009/125/ECを施行する2012年3月6日の欧州委員会規則(EU)No. 206/2012(OJ L 72, 10.3.2012, p) 7).

<sup>327</sup> コージェネレーションは、指令2012/27/EUの第2条第30項に定義されている。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	この活動は、高い耐久性とリサイクル可能性を有し、解体および修理が容易な機器および構成部品の利用可能性を評価し、可能であれば使用すること。
(5) 公害防止・管理	該当なし
(6) 生物多様性 生態系の保護および回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>328</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>329</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>330</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>331</sup>が実施されていること。</p>

#### 4.18. 地熱を利用した熱・冷熱・電力のコージェネレーション

##### 活動内容

##### 地熱エネルギーを利用した熱・冷熱・発電設備の建設・運営

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびD35.30に分類される。

<sup>328</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>329</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>330</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>331</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

## 技術的スクリーニング基準

### 気候変動緩和への実質的な貢献

地熱エネルギーからの熱/冷熱と電力<sup>332</sup>を組み合わせた場合のライフサイクルでの温室効果ガス排出量が、発電に投入されるエネルギー1kWh当たりの100gCO<sub>2</sub>eよりも少ないこと。

ライフサイクルGHG排出量は、利用可能な場合、委員会勧告2013/179/EUを用いて、またはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて、プロジェクト固有のデータに基づいて算定されること。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への 適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海 洋資源の持続可能 な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>333</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。
(4) サーキュラー・ エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防 止・管理	高エンタルピー地熱エネルギーシステムの運用のために、指令2004/107/EC及び2008/50/ECに定められた大気排出要件に適合する適切な緩和システムが整備されていること。

<sup>332</sup> コージェネレーションは、指令2012/27/EUの第2条第30項に定義されている。

<sup>333</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(6) 保護及び回復 の 生物多様性 生 態系	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>334</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>335</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>336</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>337</sup>が実施されていること。</p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4.19. ガス・液体燃料による熱・冷熱・電力のコージェネレーション

##### 活動内容

ガス・液体燃料(天然ガス、石油等の精製製品に限らない)を使用した熱・冷熱複合発電設備の建設・運営

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードD35.11およびD35.30に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

##### 技術的スクリーニング基準

気候変動緩和への実質的な貢献

<sup>334</sup> 指令2011/92/EUの附属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>335</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>336</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC;又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>337</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

1. ガス・液化燃料<sup>339</sup>による熱・冷熱<sup>338</sup>のコージェネレーションによるライフサイクルでの温室効果ガス排出量が、1kWhあたりの100gCO<sub>2</sub>eよりも少ないこと。

ライフサイクルGHG排出量は、利用可能な場合、委員会勧告2013/179/EUを用いて、またはISO 14067:2018またはISO 14064-1:2018を用いて、プロジェクト固有のデータに基づいて算定されること。

定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。

2 該当する場合には施設が、本附属書の関連する節に適合するあらゆる形態の緩和(炭素回収又は脱炭素化燃料の使用を含む)を組み込んでいること。

発電から排出されるCO<sub>2</sub>が、本節の第1項に定める排出限度を満たす方法として捕捉される場合、CO<sub>2</sub>は、本附属書のそれぞれ5.11節および5.12節に定めるCO<sub>2</sub>の運搬およびCO<sub>2</sub>の貯留に関する技術的な選別基準を満たす方法で、地下に輸送され、貯蔵されること。

3. 本活動は、以下の基準のいずれかを満たすこと。

- (a) 建設時には、メタン漏洩等の物理的な放出を監視するための測定装置を設置するか、漏洩検知修理プログラムを導入すること。
- (b) 運転時には、排出物の物理的測定を報告し、漏洩を排除すること。

#### 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

(2) 気候変動への適応	本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。
(3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護	水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者 <sup>340</sup> と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。

<sup>338</sup> コージェネレーションは、指令2012/27/EUの第2条第30項に定義されている。

<sup>339</sup> 規則(EU)2020/852は、固体化石燃料を用いた発電を除外しており、従って、これらは委任された法律のいかなる活動の範囲にも含まれない。

<sup>340</sup> 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質保全および水ストレス回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

(4) サーキュラー・エコノミーへの移行	該当なし
(5) 公害防止・管理	<p>排出量は、大規模燃焼プラントで利用可能な最良の技術(BAT-AEL)の結論に示されている最良の利用可能な技術(BAT-AEL)の範囲に関連する排出量の範囲内かそれよりも低いこと。有意な交差媒体効果は生じないこと。</p> <p>1MWを超える熱入力を有するが、大型燃焼プラントのBAT結論の閾値を下回る燃焼プラントについては、排出量は、指令(EU)2015/2193の付属書II第2部に規定されている排出限界値を下回っていること。</p>
(6) 生物多様性 生態系の保護および回復	<p>指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別<sup>341</sup>が完了していること。第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準<sup>342</sup>に従って環境アセスメントが実施されていること。</p> <p>環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。</p> <p>生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価<sup>343</sup>が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定<sup>344</sup>が実施されていること。</p>

<sup>341</sup> 指令2011/92/EUの付属書IIIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

<sup>342</sup> 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

<sup>343</sup> 指令2009/147/EC及び92/43/EEC、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのパフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理のような同等の国内規定又は国際基準に従う。

<sup>344</sup> これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。